

整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

設 問	回 答
1 ブレーキドラムを取り外して再度組み付ける作業のみであれば、分解整備に該当しない。	
2 完成検査場を電子制御装置整備点検整備作業場と兼用している場合は、完成検査場で電子制御装置整備に該当する窓ガラスの運行補助装置の整備作業を行うことができる。	
3 車両総重量が8トン未満の自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、6月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。	
4 適合標章を交付しない場合は、当該適合標章の表面を朱抹し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存すること。	
5 電子制御装置整備を行う自動車特定整備事業者の電子制御点検整備作業場は、屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができる。	
6 一時抹消登録を受けた小型乗用自動車のコイルスプリングが変更され、登録識別情報等通知書に記録された高さより5cm高くなっていたが、コイルスプリングは指定部品であり、保安基準に適合していたので保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明をした。	
7 貨物の運送の用に供する普通自動車で、最大積載量が1トンであり、かつ、当該自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「バン」と記載されているものは、有効な保安基準適合証の提出をもって、道路運送車両法第7条に規定する国土交通大臣に対する自動車の提示を省略することができる。	
8 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令、又はこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。	
9 道路運送車両法第94条の5第4項の点検及び検査を、複数の自動車検査員が分担して実施した場合の自動車検査員の証明欄には、保安基準適合証に最後に検査の実務を実施した自動車検査員のみを氏名を記名し押印した。	
10 対象とする自動車の種類が「普通自動車(中型)」であり、「大型特殊自動車」を対象としない指定自動車整備事業場には、工員が5人以上必要である。	

整備事業関係

	解答	設問に対する解説
1	×	<p>ブレーキドラムを取り外して行う自動車の整備又は改造は分解整備に該当し、ブレーキドラムを取り外し再度組み付ける作業のみであっても、分解整備に該当します。</p> <p>【分解整備の定義に関する照会について】</p>
2	×	<p>電子制御装置整備点検整備作業場については、完成検査場と兼用しても差し支えありません。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち、自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラスに係る作業以外とします。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>
3	×	<p>3月ごとに点検しなければなりません。</p> <p>【道路運送車両法第48条第1項第1号】</p>
4	○	<p>適合標章を交付しない場合は、適合標章の不正使用防止対策として、当該適合標章の表面(適合標章の有効期間を記載する側の面)を朱抹(赤色の×印)し、当該適合標章を適合証綴から切り離すことなく適合証(控)とともに保存する必要があります。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>
5	○	<p>屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができます。</p> <p>【道路運送車両法施行規則第57条第1項第1号ロ】</p>
6	×	<p>自動車検査員は、一時抹消登録を受けた自動車について、当該自動車の構造等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録された構造等に関する事項と同一でなければ、証明をしてはなりません。新規検査、継続検査において、それぞれ指定部品の取扱いに注意が必要です。</p> <p>【道路運送車両法第94条の5第5項】</p>
7	×	<p>この場合、小型自動車であれば提示を省略することができます。</p> <p>【道路運送車両法第7条第3項第3号、道路運送車両法施行規則第2条の3】</p>

8	○	<p>指定自動車整備事業者に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令、指定の取り消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令があります。</p> <p>【道路運送車両法第94条の8第1項】【行政処分等の基準通達】</p>
9	○	<p>複数の自動車検査員が分担して行った場合の自動車検査員の証明欄には、最後に検査の実務を行った自動車検査員の氏名を含めてすべての自動車検査員の記名及び押印をしなければなりません。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>
10	×	<p>指定に係る基準の内、工員数要件で工員は4人以上必要となっていますが、対象とする自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30名以上(大型特殊自動車を含む)の車両が含まれる場合は工員が5人以上必要となります。</p> <p>【自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)】</p>

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。なお、特にことわりのない限り自動車の製作年月日は令和5年1月1日とします。

設 問	回 答
1 普通乗用自動車の補助制動灯が尾灯と兼用になっていたのに、保安基準不適合と判断した。	
2 自動車検査証の乗車定員が2人となっている二輪自動車の後部座席に、握り手及び足かけがなかったため保安基準不適合と判断した。	
3 自主防犯活動用自動車には、赤色防犯灯を備えることができる。	
4 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル(セミトレーラのうち告示で定めるもの)にあっては、13メートル)、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。	
5 軽油を燃料とする自動車の光吸収係数の測定について、1回目の測定値は閾値を超えていたが、2回目の測定値は閾値以下であったので、2回目の測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数として保安基準適合と判断した。	
6 小型貨物自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に9mm突出していたが、保安基準適合と判断した。	
7 排出ガス規制の識別記号が8BL(令和2年排出ガス規制車)である小型二輪自動車のアイドリング時の排出ガスを測定したところ、一酸化炭素(CO)が3.0%、炭化水素(HC)が1000ppmであったため、保安基準適合と判断した。	
8 非常口を設けた自動車について、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置が作動していなかったため、保安基準不適合と判断した。	
9 小型乗用自動車の後退灯が同時に3個点灯したので、保安基準に不適合とした。 (自動車の製作年月日は平成27年12月31日とする。)	
10 専ら砂利、土砂の運搬に用いる普通貨物自動車の荷台(傾斜するものに限る。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m ³ 未満は切り捨てるものとする。)で除した数値が1.3t/m ³ であったため保安基準不適合と判断した。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	○	補助制動灯は、尾灯と兼用であってはなりません。(二輪自動車は除く。) 【審査事務規程7-89-3(1)④】
2	○	二輪自動車の後部座席には、握り手及び足かけが必要となります。 なお、乗車定員が1名の二輪自動車には、必要ありません。 【審査事務規程7-40-1-1(1)①イ】
3	×	自主防犯活動用自動車には、青色防犯灯を備えることができます。 なお、青色防犯灯の数は、1個のみ取付が可能です。 【審査事務規程7-118】
4	○	自動車(保安基準の緩和認定された車両を除く)の長さ、幅及び高さは、指定部品、指定外部品に係わらず、装着した状態において、当該寸法を超えてはなりません。 【審査事務規程7-2-1(1)】
5	○	2回目の測定値が閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とします。ただし、1回目及び2回目とも閾値を超えた場合には、再度測定を行い、これら3回の測定値を平均した値とします。 【審査事務規程別添11 4.4.(3)】
6	×	小型貨物自動車については突出してはいけません。 【審査事務規程8-28-1(3)①】
7	×	この場合、COは0.5%以下でなければなりません。 【審査事務規程9-6(1)②】
8	○	幼児専用車及び乗車定員30人以上の自動車(緊急自動車を除く)には、非常時に容易に脱出できるものとして非常口を設けなければなりません。また、非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければなりません。 【審査事務規程7-51-2(3)】
9	○	平成27年12月31日以前製作車について、後退灯の数は、2個以下であることとなっています。 平成28年1月1日以降製作車について、長さが6mを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)にあつては、2個、3個又は4個となっています。 【審査事務規程7-90-3(1)①】
10	○	普通自動車にあつては1.5t/m ³ 未満のものは基準に適合しません。 【審査事務規程7-52-1(1)②】